

## 第41回南木曾町リニア対策協議会 開催

第41回南木曾町リニア対策協議会が3月26日に南木曾会館にて開催されました。

報告事項として、工事の進捗状況及びJR東海が3月に蘭・広瀬、妻籠地区で開催した説明会の内容等について、鉄道・運輸機構及びJR東海より報告がありました。

協議事項では、町とJR東海との協議により作成された「南木曾町内における水道水源予備的措置の運用に係る確認書」及び「工事用車両の通行等に関する変更確認書（第5回）」等について協議し、各確認書の取交しについて同意が得られました。

※協議会当日の説明資料は町のホームページをご覧ください。

### 報告事項

#### ①工事の進捗状況について (鉄道・運輸機構より)

広瀬工区では、非常口ヤード（左岸上流側）で実施していた坑口上部法面工事が完了し、その下の坑口部分の掘削の準備を進めています。

尾越工区では、斜坑の掘削を進めており、延長250mのうち約半分



の掘削が完了しています。

山口工区では、現在本坑を品川へ約2100m掘削しています。岐阜県と長野県の県境までの距離は本坑の位置から約300mとなっております。なお、水道水源保全地区における県知事同意条件に基づき切羽が保全地区に到達する前に先進ボーリング（φ100×200）を実施しています。昨年12月から開始し、2月末に県境を約10m越え、全長450mの調査を終えました。今後も同意条件に基づき切羽に先行して、調査ボーリングを行う予定です。

#### ②工事施工ヤード内土砂ピット（広瀬）に係る工事及び盛土条例に基づく申請内容に関する説明会について（JR東海より）

令和6年3月5日に蘭・広瀬地区、同15日に妻籠地区の地元住民を対象に工事施工ヤード内土砂ピット（広瀬）に係る工事及び盛土条例に基づく申請内容に関する説明会を開催しました。土砂ピット（広瀬）は、現在、資材等の仮置きを行ってある工事施工ヤード（左岸下流側）を今後予定している広瀬工区のトンネル掘削開始後、発生土運搬車両の台数調整等のために一時的に発生土を仮置く用途に利用します。盛土量は約3万m<sup>3</sup>、面積は約8千m<sup>2</sup>、法面勾配は1対1・8の安定勾配を採用します。工事用車両の運行台数は、最大で往復400台/日（月別日平均）を予定しています。

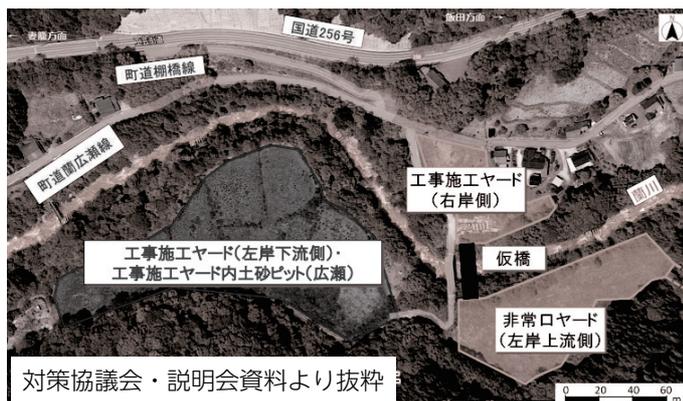
また、土砂ピット（広瀬）は、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（通称・盛土条例）」により、長野県知事の許可が必要な盛土等であるため、今後条例に基づく申請を行い、県の許可を得た後、使用する予定です。

なお、広瀬工区のトンネル掘削開始は、令和6年8月から目指して準備を進めています。掘削工に係る

工事説明会は令和2年7月に実施済みですが、期間が空いているため、掘削開始前に改めて地域住民の皆様へ説明を行うことを考えています。

#### ③発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の影響検討・保全計画書に対する県助言への対応方針について（JR東海より）

令和5年11月2日に公表した影響検討・保全計画について、令和6年1月29日に長野県の助言を受領し、3月26日に事業者の対応方針を県に回答しました。



対策協議会・説明会資料より抜粋



**協議事項**

**①南木曾町内における水道水源予備的措置の運用に係る確認書について**

水道水源予備的措置の施工状況については、妻籠、向ヶ原、高山高区の水道施設の管路が接続され、万が一、妻籠水源に減濁水による影響が出た場合には向ヶ原・高山高区水道施設からの送水が可能となっている状況であり、今後、床浪本谷代替水源の整備を仮設工として実施し、令和7年度上期の完了を予定しています。

今回の確認書は、水道水源の取水量に減少が生じ、地域住民の生活に支障を来す場合の判断基準、運用に

ついて確認するものです。過去5年間の妻籠簡易水道配水池の配水流量の実績から地域が必要とする原水取

水流量を算定し、GW・お盆・年末年始といった長期休み期間とそれ以外の期間でそれぞれ基準値を設定、この基準値を継続的（1週間を目安）に下回った場合には、段階的に対応していきます。なお、町が給水事業者として給水事業に支障を来すと判断した場合においても、地域住民が困ることのないよう対応します。

**②南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する変更確認書（第5回）について**

下図の国道256号と蘭川の交差する箇所付近にある広瀬工区の工事用品置き場からの資機材の一部の搬入出に伴い、運搬車両が町道富貴畑線、町道長者畑線及び国道256号取付道路を通行することとなるため、確認書の更新を行います。

以上2点の確認書について協議し、同意が得られたため、令和6年3月29日に取交されました。  
※確認書の詳細については町のホームページをご覧ください。



**③南木曾町リニア中央新幹線対策協議会設置要綱の改正について**

工事用車両等リニア工事が観光業へ少なからず影響すること、蘭川上流でトンネル掘削や発生土置き場造成の計画が本格的に進み、河川等への影響が考えられることなどから関係する2団体「南木曾町観光協会」及び「木曾川漁業協同組合吾妻支部」の各代表を協議会委員として委嘱することが承認されました。

また、委員からの提案を受け、現在、各地域振興協議会長のあて職となっている要綱を「会長または代表」と改めることとし、同じく承認されました。

4月23日の臨時議会において、議会からの提案を受け、これまで「正副議長」となっていた要綱を「議長」と改めました。

**協議会の構成**

- 各地域振興協議会長または代表（与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立）
- 各地域振興協議会から選出された者（妻籠・蘭・広瀬）
- 公益財団法人妻籠を愛する会代表
- 学識経験者
- 南木曾町議会議長
- 南木曾町議会リニア中央新幹線対策特別委員会止副委員長
- 南木曾商工会代表
- 南木曾町森林組合代表
- 南木曾ろくろ工芸協同組合代表
- 南木曾町観光協会代表
- 木曾川漁業協同組合吾妻支部代表
- 公募の委員
- 南木曾町長
- その他町長が指名する職員（令和6年4月1日以降）